

保險商品審査事例集

令和3年1月

金融庁監督局保険課

保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）IVにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、昨事務年度後半から本事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

（1）法第5条第1項第3号イ（契約者等保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《介護保険金の受取人》

介護保険金の受取人として、被保険者を指定することのほか、被保険者以外の者を指定することができる特則を創設

（コメント）第三分野商品における保険金受取人は、被保険者とすることが一般的となっている。これは、第三分野の保険契約では、支払事由に該当したことにより経済的な負担が生じた被保険者自身に給付することが保険の目的にかなうためであり、他の者を受取人とする必要性が乏しいことやモラルリスクを排除するためと考えられ、受取人を被保険者以外とすることについては、慎重となるべきである。

しかし、介護保険については、重篤な介護状態や認知症等により意思表示が困難になり請求行為ができないケースが想定されること、要介護者のみならず介護離職等に伴う介護者への経済的サポートの必要性も場合によっては認められる。よって、支払事由が一定程度重篤な介護状態にある場合などに限り、受取人を被保険者以外の者にすることにも一定の意義があるものと思料される。

審査においては、契約者が本特則の趣旨を踏まえて適切な保険金受取人を指定するように、どのような対策を講じているかについても確認したところ、次のような対応を行うとしており（事業方法書にも規定）、顧客保護の観点からも望ましいものと考えられる。

①募集時における説明

- ・契約者に対して、本特則および指定代理請求特約の活用場面及び制度の違い
- ・介護保険金に関する趣旨を踏まえて介護保険金の受取人を指定すること
- ・被保険者に対して、被保険者の同意の取得の際、被保険者は受取人の変更権を有しないこと

②加入後

- ・契約者に対する毎年の通知を活用し、状況の変化等により必要な場合は受取人変更を慫慂

また、本特則の趣旨から逸脱した募集が行われることのないように態勢を整備することは重要であり、審査において、当社におけるモニタリング態勢についても具体的に確認した。

(2) 規則第8条第1項第3号（保険契約の締結の手続きに関する事項）、IV-5-1(3)
（適切な予定発生率の設定）

《健康経営割引》

団体保険における健康経営割引特約について、団体を構成する全ての法人に対して、個別に健康経営優良法人認定制度の認定の有無や健康経営への取組みを確認することとした。

(コメント) 団体保険における健康経営割引特約の創設にあたり、本特約の適用要件である健康経営優良法人認定制度の認定（以下、「認定」という。）は法人単位で行われるものの、保険契約は団体（≡法人群）単位であり、団体によっては構成される法人のうち認定を受けている法人が一部に限られるケースが考えられる。よって、本特約を適用する（割引を行う）にあたっては、団体を構成する全ての法人について、それぞれ認定の有無、認定を受けていない場合は当認定制度の認定基準に沿って健康経営への取組み状況を確認することとし、法人単位の認定を団体に適用することの合理性を確保することとした。

認定を根拠に保険料の割引を行う以上は、最低限、団体を構成する法人の認定の有無や健康経営への取組状況の確認は必要と考えられ、団体に割引を適用することの合理性・妥当性を確保することは重要である。

2. 生命保険商品（算出方法書）

(1) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）、
指針IV-5-2(2)（負債責任準備金に対する対応）

《負値責任準備金》

保険料を契約当初から一定期間は安く抑え、段階的に上昇させながら払い込む「保険料ステップ払込方式」を導入するにあたり、収益面や公平性の観点から責任準備金が負値となる場合は取り扱わないこととした。

(コメント) 負値責任準備金について、予定発生率の形状(年齢とともに逡減する場合)に起因する場合は、財務の健全性確保の観点から経過年数ごとに死差益の累計額でカバーできる範囲内とする整理もある(この場合、責任準備金の計算上、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる。)

一方、本事案は契約者の意向(保険料の上昇倍率等の指定)により負値責任準備金が発生するなど商品設計に起因するものであり、①保険料が上昇する直前など責任準備金が負値の状態で解約した場合、不足分を契約者から徴求できず保険契約全体で収益(収支バランス)が悪化する可能性が高い点、②保険料が上昇する直前で解約し、改めて契約した方が保険料を安くできるケースが想定され、中途解約の増加や解約しない契約者との公平性に問題がある点、などについて検討が必要と指摘したところ、負値が発生する場合は、基礎書類において販売範囲から除外することとした。

また、保険料を段階的に増加させるにあたり、自由度が非常に高い点が特徴であるため、契約時の説明及び保険料変更時の通知についても確認した。

(2) 指針IV-5-5(2) (各種割増引制度等)、法5条第1項4号イ (保険料及び責任準備金の数理的合理性および妥当性)

《団体保険の割引率》

無配当型の団体信用生命保険について、保険金の支払い状況が良好な団体に対して適用する純保険料の割引率の上限を拡大した。

(コメント) 無配当型の団体信用生命保険について、一定数以上の被保険者が確保され、保険金の支払い状況が良好な団体(契約者)に対して適用する純保険料の割引率に関して、その上限の拡大にあたっては、恣意的なデータの選択を行うことなく、入手可能な実績データから割引率を設定する仕組みとなっているか確認するとともに、支払率に対応する割引率の具体計算例を踏まえて、本割引が数理的にみて合理性、妥当性があるか確認した。

なお、他社競争を理由とした数理的根拠に基づかない割引率の設定は合理的でないことは言うまでもないが、割引率をことさらに強調した販売方法は適切ではないことについても留意する必要がある。

- (3) 法5条第1項4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性および妥当性）、
指針IV-5-1(3)（適切な予定発生率の設定）、法5条第1項第3号イ（契約者等保護）

《先進医療特約の予定発生率》

先進医療特約の予定発生率について、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が先進医療から削除されたことを踏まえて、合理性と妥当性について確認した。

(コメント) 令和2年4月1日をもって、「先進医療」から「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」（以下、「多焦点眼内レンズ」という。）が削除されたが、近年、先進医療において多焦点眼内レンズは先進医療費総額に占める割合も高く、その伸びも顕著であったため、既存の先進医療特約の大半は、予定発生率の作成にあたり、多焦点眼内レンズに係る発生率やその増加トレンドを考慮している。

今後、先進医療に関する特約等を創設するにあたり、その予定発生率については直近のデータ及び多焦点眼内レンズが対象外となったことを踏まえて作成する必要がある。特にトレンドを反映させる場合においては、合理的かつ妥当なものとする必要がある。

保険会社においては、公的な制度である先進医療制度に連動する商品を販売する（支払事由の変更規定を有している）以上、先進医療保険制度の改正動向を常に監視し、改正があった場合は可及的速やかに対応を検討する必要がある。特に、既存の先進医療特約について、顧客本位の観点も踏まえ、保険料の合理性、妥当性について検討する必要があると考えられる。あわせて、多焦点眼内レンズについて不担保期間を設けている場合などは、約款規定（給付内容）が現状と不整合な状況となっており、販売中の商品については、基礎書類を改定する必要があるものと考えられる。

3. 損害保険商品（約款・事業方法書）

(1) 規則第11条第1号（契約者の需要と利便）

《社会環境の変化（車齢の長期化、自動車部品の高額化）に対応した商品の提供》

対物超過修理費用保険金について、修理費が時価額を大きく上回るケースが増加している現状を踏まえ、対物超過修理費用保険金の限度額を引き上げることとした。

(コメント) 車齢の長期化（時価額の低廉化）や自動車部品の高額化（修理費の高額化）等に伴い、修理費が時価額を大きく上回るケースが従前より多くなっている現状を踏まえると、本対応は被害者との早期円満解決を図るという観点で契約者の需要・利便に資するものと考えられる。

なお、本件（対物超過修理費用保険金の支払）はあくまで原状回復を目的とした修

理を前提に、実際に支出した費用を支払うものであるため、契約者等が不当に利益を得ることはないと考えられるものの、限度額を引き上げることでモラルリスク（不当な修理等）の増加懸念は少なからずある。

損害賠償責任保険における補償の原則は「時価額」であるため、これを超えた修理費を保険金として支払う場合に、その自動車の最大価値に相当する「新車価額」を超えることは望ましくなく、当社が必要かつ妥当と認める費用に限定することは適切な対応と考えられる。

また、本対応を実施するにあたっては、適切な修理費認定を確実に実施できる態勢を構築する必要があることについても、審査の過程で認識を共有した。

4. 損害保険商品（算出方法書）

（1）法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性） 《自動運転中の事故の取扱い》

レベル3（※）以上の自動運転中の事故について、時価額を超える保険金支払を伴う場合も含めノーカウント事故として取り扱うこととした。

また、本対応を踏まえ、自動運転中以外の無過失事故についても同様に、時価額を超える保険金支払を行う場合であってもノーカウント事故として取り扱うこととした。

（※）設定された ODD（運行設計領域）において、道路運送車両法第41条第2項に定める「自動運行装置」を使用して走行する自動運転車。ただし、ODD の範囲外となった場合など、自動運転の継続が困難であるとシステムが判断した場合には、運転者に対して運転権限の委譲を行う。

（コメント）レベル3以上の自動運転中は、ドライバーの法的義務が減免されているため、自動運転中の事故については、ドライバーへの帰責性が低いと考えられる。

現行は、無過失事故（ドライバーの過失が無過失である蓋然性が高い事故）については、ノーカウント事故（事故カウントしない事故。ノンフリート等級は進行）として取り扱っているケースがあることを踏まえると、ドライバーへの帰責性が低いと考えられるレベル3以上の自動運転中の事故についても、ノーカウント事故として取り扱うことは合理的と考えられる。

なお、自動運転中以外の無過失事故について、現行、時価額を超える保険金支払を伴う場合については、加害者から回収可能性のない費用を含むことから、3等級ダウン事故として取り扱っており、自動運転中の事故においても同様に取り扱うことも考えられた。

しかしながら、従来とは異なりドライバーが運転操作に一切関与しない自動運転中

の事故の場合、保険金の多寡に応じてノーカウントとするか否かを分けることは契約者にとっての納得感も乏しいと考えられる。このような点を踏まえると、自動運転中の事故について時価額を超える保険金支払を伴う場合も含めノーカウント事故として取り扱うことは、契約者等にとっても利便・納得感向上に繋がる対応と考えられる。

また、本対応との整合を図る観点から、自動運転中以外の無過失事故についても同様に、時価額を超える保険金支払を行う場合であってもノーカウント事故とすることは合理的と考えられる。

(2) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）
《自動運転車の特性を踏まえた保険料算出》

運転特性等に応じた保険料算出を行うに際し、レベル3以上の自動運転車の特性を踏まえた算出を行うこととした。

なお、本対応は自動運転中か否かの判別が確実にできるシステムを有する自動車に限定することとした。

(コメント) レベル3以上の自動運転中に関しては、基本的にドライバーの人的操作ミスによる事故リスクは極めて小さいものと考えられ、本対応は合理的であると考えられる。

また、本対応を実施するに際して、レベル3以上の自動運転中の定義等を明確にした上で、レベル3以上の自動運転中か否かを確実に判別し、それに基づき保険料を適用できる態勢を構築するとともに、対象となる車種や保険料算出の仕組み等を明確にし、契約者に周知することとしており、適切な対応と考えられる。

なお、レベル3以上の自動運転車の市場化はこれからであり、自動運転車の真のリスクは今後判明していくものであると考えられることから、過剰なリスク評価とならないよう、リスク実態を継続して把握する必要性について、審査の過程で認識を共有した。

(3) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）、監督指針IV-5-1(2)(3)

《築年数が経過した建物に対する料率の細分化》

火災保険の料率において、築年数が浅い建物を対象に、築年数に応じて料率を細分化していたものを、築年数が一定経過した建物についても、築年数に応じて料率を細分化することとした。

(コメント) 築年数が経過した建物は、経年劣化等により保険金支払事由に該当する

リスクが高まる一方、リフォーム等の修繕の実施が多くなると考えられる。修繕実施後の建物は、築年数が経過していても実際のリスクは小さくなるものと想定されるが、現時点では純粋な経年劣化によるリスクと修繕実施後のリスクとの較差の算出は困難な実態にある。

したがって、築年数が経過した建物について料率を細分化するにあたり、定性的・定量的に、築年数と損害率に明確な相関があり、かつ修繕の実施割合が少ないことが示された築年数の範囲においてのみ細分化することとしており、合理的と考えられる。

なお、仮に修繕の有無を料率に反映しようとする場合は、経年劣化によるリスクと修繕実施後のリスクとの較差に基づき算出する必要があることについて、審査の過程で確認した。